

横浜市のよりよい小規模保育~子ども・子育て支援施策に向けての提案書

1.新型コロナウイルス感染症対策の推進

1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据えたワクチン接種、PCR等検査体制の充実

子ども達への新型コロナウイルス感染リスクが増している中、マスクができない子ども達に密着して接することの多い保育者を感染から守ることは、子どもたちを守ることであります。希望する保育者へのワクチン接種の優先度を上げ速やかに実施可能とすること、また定期的なPCR検査の実施を可能にしてください。

2)保育所の継続利用のための対策

コロナ禍における市内事業所への調査には、保護者の就労状況の変化や経済的な不安、保育所の継続利用への不安など様々な相談が寄せられました。また、コロナ禍にあつて、認可保育所に比べて、小規模保育施設で退園者の割合が高い傾向も確認されました。保育所の利用区分や負担区分からも、小規模保育施設を利用する世帯がより社会情勢の影響を受けやすい状況にあることが推察されます。既に、育児休業からの復職期限の延長などの対策が講じられていますが、今後も柔軟な運用を検討して下さい。同様に、求職認定期間の延長についても検討して下さい。

3)登園自粛に係る保育料減免

新型コロナウイルス新規感染者の拡大が続いており、保育所におけるクラスターも増加傾向にあります。現在、保育所利用者に対する登園自粛要請は出ていませんが、感染拡大防止のために登園を自粛したい保護者も存在しています。登園自粛要請が出ていない場合においても、感染防止の観点から、自主的に登園を自粛した保護者に対して保育料を減額する措置を検討してください。

2.保育士が代休を取りやすい環境や、研修に参加しやすい環境の整備

認可保育所、認定こども園には、代休等のローテーション保育士確保のために、ローテーション保育士雇用費が助成されており、2021年度からは助成額が拡充されました。しかしながら、小規模保育事業はローテーション保育士雇用費の助成対象から除外されています。また、保育補助者雇用経費も同様に、小規模保育事業は助成対象から除外されています。小規模保育事業は、職員の全体数が少なく、代休の取得や、研修への参加が難しい状況にあります。保育の質を向上させるためにも、保育士の負担軽減、離職防止のためにも、ローテーション保育士雇用助成費制度及び、保育補助者雇用経費助成制度を導入して下さい。

3.誰もが希望する時期に入所できるよう、小規模保育の0歳児枠の確保・存続を

本来、保育園は利用者が希望する入所時期に入所できることが理想であり、それが保障されているからこそ保護者は十分な育児休業を取得することができます。しかし、実態は4月に入所が集中するため、自治体も4月の待機児童数を0にすることに重きを置いています。横浜市では、1歳児は4月の待機児童が最も多く、0歳児は空きがあることから、0歳児枠を減らし、1歳児枠を増やす方針を推進しています。1歳児の待機児童対策を施すことはもちろん

重要ですが、そのために0歳児の枠を減らしてしまうのは疑問です。何故なら、0歳児については、4月に空きがある園でも例年夏ぐらいに定員が埋まり、夏以降待機児童が月ごとに増加している状況にあります。10月時点の0歳児の待機児童数をみると2020年は502人、2019年は885人と全体の6割近くを占めており、多くの利用者が希望する時期に入所できていない現状があります。年度途中の入所希望のご家庭が安心して育児休業をとり、育児を楽しむためには、4月時点だけでなく、夏、秋以降にも0歳児枠に空きがあることが社会的インフラとして望ましい状態です。4月の“待機児童0、定員割れ0”を目ざすのではなく、誰もが希望する時期に入所できるよう、検討して下さい。特に、小規模保育の環境は、少人数で一人一人に丁寧に向き合うことができ、0歳保育の場として適しています。保護者がいつでも安心して利用できるよう、定員割れの状況でも各園が安定して運営していくために、保育士等雇用対策費の拡充(時期の延長等)対策を検討して下さい。

4.小規模保育事業で「地域子育て支援事業」実施対象に

保育所における地域子育て支援の役割は年々大きくなっています。利用者との距離が近く、きめ細かな保育を行なっている小規模保育事業においても、地域子育て支援に積極的に取り組めるよう、地域子育て支援事業の対象とし、補助金を交付してください。

5.小規模保育における子育て支援員の活用の推進

子育て支援員は、子ども・子育て新制度のもとで、保育人材を増やす目的で導入されました。小規模保育B型は、保育士に加えて、一定の条件のもとで子育て支援員が保育を行なうことかができる事業形態です。しかし、国基準(2分の1以上)に上乘せされた横浜市の保育士配置基準(3分の2以上)では、子育て支援員を配置できる時間が限られ活用が進みません。また、「朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」により、認可保育所や小規模保育A型では、朝夕など児童が少ない時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員に代替可能となりました。しかし、B型は国基準では元々保育士の配置基準が2分の1以上のため、本特例の対象にB型は含まれておりません。横浜市の独自基準により、B型だけが常に保育士2名を配置しなければならない状況となっており、慢性的な保育士不足の解決策が見出せない中、子育て支援員の活用を推進できるよう基準の見直しが求められます。横浜市でも国基準の選択かができるよう解決策を検討してください。

6.保育の連続性の保障

1)小規模保育卒園後の保育継続の保障を

横浜市は、連携園確保・見直しに積極的に取り組まれています。連携施設締結が行われていても、連携園に進級できることが保障されるわけではありません。小規模保育卒園児への「先行利用調整の仕組み」の導入や、特区制度を活用し小規模保育施設において3歳児以降の受け入れを可能とする取組など、利用者が安心して保育を継続して受けられ、再保活にならない対策を検討して下さい。

2)育児休業中の保育の継続

保護者が育児休業中の場合、既に保育所等を利用している児童については、保育の継続性など児童福祉の観点から、同一の保育所等に限り利用継続を認められています。0~2歳が対象の小規模保育では、3歳以降、他園へ進級することとなり、連携施設優先入所枠へ進級した場合のみ、育児休業を事由として連携施設の利用を認めるとされています。しかし、連携施設締結ができない、あるいは、連携施設締結が行われていても、連携園に進級できることが保障されない現状にあつては、保護者のニーズに対応できない事例も生じています。小規模保育の特性を踏まえて、育児休業中も保育所を継続的に利用できる方策を検討し、安心して子ども産み、育てられる環境づくりを進めて下さい。